平成３０年度　第１回千代田区公契約審議会　議事概要

開催日時、場所	平成３０年１１月８日（水）午後２時～３時３０分 千代田区役所４階　４０３会議室
出席委員	松 江 仁 美　　会長 小谷富士子　　副会長 石 井 千 寿　　委員 市 川 光 一　　委員 田 中 英 二　　委員 長谷部康幸　　委員
審議案件	平成 31 年度　賃金下限額等について
会長及び副会長の選出について	○委員の互選により会長に松江委員を選出し、会長の指名により、小谷委員を副会長に選出。
諮問について	○平成 31 年度賃金下限額について、区長代理として行政管理担当部長から会長へ諮問書を提出
審議内容	○事務局より以下の点を説明 ①条例の対象範囲について ②適用従事者について ③社会保険加入状況の報告について ④賃金下限額の設定について 工事請負契約は、公共工事設計労務単価の 87% 業務委託契約は、1,077 円 業務委託契約の５職種について、職種別賃金を設定
審議内容に係る意見等	④ 賃金下限額の設定について ［委託契約・指定管理協定］ ・業務委託では、業務の内容が工事請負の軽作業員と同じものがある。警備と保全管理員と同様に、職種別賃金下限額の設定を検討してほしい。（委員） ・軽作業員及び清掃員の職種別賃金下限額の設定については、次回に持ち越しとする。（会長） ・提案に賛成する。労使交渉の結果によって、再考してほしい。（委員） ［工事等請負契約］ ・１％引き上げについては方向性としてはよい。適正価格で発注されなければ、経済の状況等によりダンピング受注も想定されるので、最低制限価格を引き上げないと賃金にしわ寄せがいくことになる。（委員） ［職種別賃金について］

	・保育関係、介護関係は、社会的な問題であり、どの産業にもかかわる、配慮すべき問題だと思う。区で保育士及び介護職の適用対象があれば、次年度に職種別を加えてほしい。（委員） ③　社会保険加入状況の報告について ・労務台帳の未提出の状況及び催促、社会保険未加入者の確認はどのようになっているのか。（委員） →　下請け、再委託先の未提出がある。未提出事業者については、何度も催促を行っている。社会保険未加入については、個人ごとに理由を確認している。（事務局）
その他意見等	○契約制度について ・積算をきちんとやってほしい。最低制限価格がそもそも低い。附帯意見で制度の改正を進められたいとなっていて、入札契約制度の改正も検討されるということだが、毎年毎年検討予定だけだと、なかなか納得できない。（委員） ・入札の制度について、ここで議論として意見を言うことはできないが、設計労務単価の９０％を目指すのも、やはり両輪として入札制度が不当に労務単価を下げて落としていくというようなことが起こると議論の実がなくなる。（会長） ・工事の場合、最低賃金がどのくらい契約額でのシェアを占めるかだ。労働集約型の業務委託は、ほとんど最低賃金に利益が左右されるが、物件費の割合により最低賃金をカバーできる等、いろいろな要素がある。この委員会が最低賃金だけの議論だと、その辺はなかなかクリアし切れない課題である。（委員） ・発注者から受けた受注者が直接雇っていればいいが、重層下請構造になっているので、元請はそれなりの賃金を払っているというが、末端に行くまでの間にどこかで抜かれるという部分が当然あると思う。なかなか難しい。（委員） ○業務委託の共同企業体受注について ・業務委託では、契約先が単体のみとなっているが、大きな施設・設備では、得意業務が異なる複数社で請け負える場合がある。複数社で請け負えば、技術移転等の可能性があるのではないか。（委員） →　施設の管理は、窓口を１本化するため単体業者としており、設備については、落札業者が適宜、別業者に再委託している。（事務局）

	○工事現場の週休２日について ・働き方改革に関連して、週休２日の工事が実現できるよう国の動きに沿ってほしい。（委員） ・中小企業では、現場に一人しかいない場合もあり、その人が休むと現場がとまる。また、技能者は、いまだに日給月給がほとんどなので、休めばその分給料も減る。それに対する適切な対応が必要。国は、１．０５倍とか言うが、単純計算で１．２倍出さないと収入は減ってしまうので、簡単にはいかない。（委員） ・人手不足等で、出勤日数が本当に多い。昼と夜とかけ持ちのような出面もある。本人も、むしろ喜んで働きたいという話も聞くので、給料と労働時間、現場との兼ね合いで不可能だと思う。（副会長） ・若年者は、休暇を優先すると思うが、それなりの所得が必要な人は、極端な場合、土曜日に閉まったら、ほかの現場にその日だけ行くという人が出てくる。（委員） ○建設キャリアアップシステムの対応について ・技能労働者の履歴蓄積として取り組んでいるキャリアアップシステムに対応してほしい。（委員） ○制度の周知について ・区が作成したポスターを現場に掲示して、従事者・区民にも制度の周知を行ってほしい。また、外国人の従事者が多くなってきたので、外国人向けの周知カードを作ってほしい。（委員） ・従事者からもアンケートを取ってほしい。（委員）